

議第19号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁 港 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
米子漁港	鶴岡		漁港施設整備	工事費の0.7/10に相当する額	鶴岡市
吹浦漁港	飽海	遊佐	〃	〃	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

漁港事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第20号

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
白須賀	最上郡 大蔵村	水田農業低コスト ・高付加価値化基 盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	大蔵村

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業に要する費用の一部を受益村に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第21号

農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
白須賀	最上郡 大蔵村	農業生産基盤整備 附帯事業	施設移転	工事費の17.5/100に相当する額	大蔵村
清水堰	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

農業生産基盤整備附帯事業に要する費用の一部を受益村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第22号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
村山駅東沢線	村山		道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	村山市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第23号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和7年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
岩 波	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5/10に相当する額	山 形 市
風 間（2）	〃		〃	〃	〃
飯 田	〃		〃	工事費の1/10に相当する額	〃
北 目（4）	天 童		〃	〃	天 童 市
川 口	最 上	鮭 川	〃	工事費の0.5/10に相当する額	鮭 川 村

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。